

返戻金制度について

当社の紹介により入社した求職者が、入社日から 3 ヶ月間以内に自己都合を理由に退職した場合又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

正社員・契約社員時の基本として

- ◎ 1 ヶ月間未満時、50%
- ◎ 2 ヶ月間未満時、30%
- ◎ 3 ヶ月間未満時、10%

但し,紹介金額 20 万円税別以下は除く。

リンクワーク株式会社